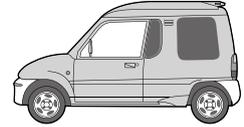


平成 28 年度から

軽自動車税の税率が変更になります

■問合せ 町民税務課 TEL 47-8014

平成 27 年度税制改正に伴い、軽自動車税の税率が変更となります。
変更後の税率は以下のとおりとなります。



原動機付自転車および二輪車等

平成 28 年度課税分からすべての車両について新税率が適用されます。

種 別		税 率(年額)	
		現行税率 (平成27年度まで)	新税率 (平成28年度から)
原動機付自転車	50cc 以下 定格出力 0.6kw 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超～ 90cc 以下 定格出力 0.6kw 超～ 0.8kw 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超～ 125cc 以下 定格出力 0.8kw 超	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽自動車	二輪(125cc 超～ 250cc 以下) (側車付のものを含む)	2,400 円	3,600 円
	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,000 円
小型自動車	二輪(250cc 超)	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバイン・トラクターなど)	800 円	1,600 円
	その他(フォークリフトなど)	4,700 円	5,900 円

四輪以上および三輪の軽自動車

- 平成 27 年 3 月 31 日以前に取得されている車両および新車新規登録済みの車両については税率の変更はありません。現行の税率が適用されます。
- 平成 27 年 4 月 1 日以後に新車新規登録される車両は新税率が適用されます。
- 平成 28 年 4 月 1 日以後の賦課期日(毎年 4 月 1 日)現在に、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪および四輪車等については、平成 28 年度課税分から重課税率が適用されます。ただし、電気自動車、被牽引車等^{けんいん}は重課税率の適用対象外です。

種 別		税 率(年額)			
		①現行税率	②新税率	③重課税率	
軽自動車	三 輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	四輪貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円